

令和6年度随意契約一覧

【古河赤十字病院】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称および所在地	契約年月日	契約相手先	随意契約に係る契約金額	随意契約理由
解析付心電計	財務課 茨城県古河市下山町1150	令和6年5月16日	フクダ電子南関東販売（株）つくば営業 所茨城県つくば市春日3-5-6	1,892,000	契約業者は当該機器の上位システムである生理検査システムの販売メーカーであり接続等における必要な技術、性能等を有するのは契約業者のみであり、製造および販売も契約業であることから契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当となる為
電子式診断用スパイロメーター	財務課 茨城県古河市下山町1150	令和6年5月16日	フクダ電子南関東販売（株）つくば営業 所茨城県つくば市春日3-5-6	1,540,000	契約業者は当該機器の上位システムである生理検査システムの販売メーカーであり接続等における必要な技術、性能等を有するのは契約業者のみであり、製造および販売も契約業であることから契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当となる為
電子処方箋 導入	財務課 茨城県古河市下山町1150	令和6年6月28日	（株）インテック東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲バイサイドクロスタワー	4,180,000	電子処方箋の仕組みを上位システムである電子カルテに接続する必要な技術を有するのは契約業者のみであることから契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当となる為
自動精算機	財務課 茨城県古河市下山町1150	令和6年6月17日	高崎共同計算センター	7,535,000	医事システムと連携接続することが必須であり、接続に関する技術、性能等を有するのは契約業者のみであり契約の性質又は目的が競争を許さないとき（日本赤十字社会計規則36条第4項）に該当の為